

女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を 公共調達において評価する取組方針

令和3年4月1日

本市は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第24条に基づき、女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を公共調達において評価する取組方針（以下「取組方針」という。）を策定する。

本市では、尾張旭市男女共同参画推進条例において、市と事業者等が連携を図りながら男女共同参画の推進に取り組まなければならないとしている。また、尾張旭市公契約条例において、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守することを受注者等の責務としている。

本取組方針は、男女共同参画に係る事業者の社会的な責任の自覚を促すとともに、女性など多様な人材の登用、効率的で柔軟な働き方に資する労働環境の整備など、働き方改革の更なる推進に係る事業者の積極的かつ主体的な取組の促進を目的とし、女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を公共調達において評価する場合の基本的な取扱いについて示すものである。

1 評価の対象

- (1) 愛知県が実施する女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進に係る認証等を受けた事業者
 - ・ 「女性の活躍促進宣言」提出
 - ・ 「あいち女性輝きカンパニー」認証
 - ・ 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録
- (2) 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けた事業者
 - ・ 「えるぼし」等認定
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けた事業者
 - ・ 「くるみん」等認定

2 評価の方法

- (1) 総合評価落札方式競争入札における加点評価
尾張旭市建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領に基づき、地域貢献度において評価する。
- (2) 企画競争方式（プロポーザル）における加点評価
契約の内容との関連を考慮し、社会的取組において評価する。